

農地を農地以外の 目的に利用する場合は 手続きが必要です



たとえ自分の農地でも工事の前に農地法の許可または届出が必要です。農地を無断で転用すると、農地法違反になります。工事などの請負人も、農地法違反の対象となり、工事の中止はもちろん、農地への原状回復命令を受けたり、厳しい罰則が適用されることもあります。

農地法違反
の
罰則

個人：3年以下の懲役または300万円以下の罰金
法人：1億円以下の罰金

▶ まずは 農業委員会に相談しましょう

里庄町農業委員会事務局
(農林建設課内)
里庄町大字里見1107番地2
電話番号 0865-64-7215